

包装基準・規則 他都市等の状況

	条例 包装基準 の制定	事業者 による 過大包装 適正化	基準	過大包装にあたる空間容積率
札幌市	任意	努力*	-	
仙台市	義務	義務	有	空間容積率20%超
さいたま市	任意	努力	-	
千葉市	任意	義務	有	空間容積率20%超
川崎市	任意	義務	有	空間容積率20%以上
横浜市	注	努力	-	
新潟市	注	努力	-	
静岡市	注	努力	-	
浜松市	-	-	-	
名古屋市	任意	努力	有	空間容積率20%超
大阪市	義務	義務	有	基準には空間容積率を明示せず。(原則15%以上)
堺市	条例なし			
神戸市	義務	義務	有	基準には空間容積率を明示せず。(原則15%超)
広島市	任意	努力*	-	
北九州市	注2	-	-	
福岡市	任意	努力	-	
京都市	義務	義務	有	空間容積率20%以上
京都府	任意	努力*	-	(景品表示法により対応)
東京都	任意	義務	有	基準には空間容積率を明示せず。(原則20%超)

注 事業者の努力義務を規定 注2 市の施策義務を規定 「-」は、規定無し

包装の適正化のうち、誤認を与えない等、過大包装について表記されている条文についての分類。

なお、横浜市、福岡市は、「過大包装 努力、安全性の確保 義務」の組合せで構成されている。ただし、安全性の確保に具体的な規定を設けているわけではない。

\* 札幌市、広島市、京都府は、条例上「しなければならない」としているが、具体的な規定がないため、「努力」に分類した。

< 規準に違反した場合 >

いずれの都市も、包装基準・規則に違反した場合、是正について勧告・公表を行うことができる。違反商品を「供給してはならない」と明記した規定の設け方は京都市のみ。

## 京都市消費生活条例

### (基本理念)

第3条 消費生活施策は、消費者の次に掲げる権利(以下「消費者権」という。)の実現を図ることを旨として、推進されなければならない。

- (1) 消費生活において生命及び身体の安全が確保されるとともに、財産を侵害されない権利
- (2) 商品等の表示、計量、包装、広告、価格及び供給の適正化を求める権利

### (商品等の表示の適正化)

第14条 市長は、商品等の表示(その単位当たりの価格の表示を除く。)の適正化を図るため、法令に別段の定めがある場合を除き、商品等表示基準(商品等の品質、利用の方法その他の商品等の内容及び取引方法に関し表示すべき事項及びその表示の方法に関する基準をいう。以下同じ。)を定めなければならない。

- 2 市長は、商品等表示基準を定め、又は変更したときは、これを告示しなければならない。
- 3 事業者は、商品等表示基準に適合しない商品等を消費者に供給してはならない。

### (包装の適正化)

第17条 市長は、包装(容器を使用する包装を含む。以下同じ。)の適正化を図るため、包装基準(包装で使用すべき物及び包装の方法に関する基準をいう。以下同じ。)を定めなければならない。

- 2 第14条第2項及び第3項の規定は、包装基準について準用する。

### (緊急時の公表)

第26条 市長は、第3条第1項第1号から第3号までに掲げる権利の侵害の発生又はその拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、商品等の名称、事業者の氏名又は名称その他必要な事項を公表することができる。

- 2 前項の規定による公表は、同項の権利の侵害の発生又はその拡大を防止するために必要な限度を超えないものでなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による公表をしたときは、遅滞なく、その旨及びその公表の内容を第36条に規定する審議会に報告しなければならない。

### (事業者に対する指導)

第34条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し、消費者権を保護するための措置その他の必要な措置を講じるよう指導をすることができる。

- (1) 第14条第3項(第15条第2項及び第17条第2項において準用する場合を含む。)(中略)の規定に違反していると認めるとき。
- (2) (略)

### (事業者に対する勧告及び公表)

第35条 市長は、事業者に対し前条の規定による指導を行った場合において当該事業者による同条の措置が不十分であると認めるときは、当該事業者に対し、相当の期限を定めて、同条の措置を的確に講じるよう勧告をすることができる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、その勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。
- 3 市長は、第1項の規定による勧告をしたときは、その旨及びその勧告の内容を、同項の事業者が所属する事業者団体、当該事業者と契約関係にある他の事業者(市長が当該関係を知っている場合に限る。)その他市長が適当と認める者に通知しなければならない。
- 4 (略)

基準を設けている都市の例規等(関係箇所の抜粋)

## 仙台市消費生活条例

### (包装等の適正化)

第16条 事業者は、商品の内容を誇張し、廃棄物の量を増大させる等過大な包装をし、又は容器を用いてはならない。

2 事業者は、包装をし、又は容器を用いる場合には、市長が定める包装又は容器に関する基準に従い、行わなければならない。

(勧告及び公表)

第 25 条 市長は、(中略) 第 16 条第 2 項(中略)の規定に違反した事業者に対し、当該違反事項を是正するよう勧告することができる。

2 市長は、事業者が正当な理由なく前項の規定による勧告に応じないときは、その経過及び内容を公表することができる。この場合において、消費者の被害を防止するために必要と認めるときは、当該事業者の氏名等を公表することができる。

仙台市消費生活条例施行規則

(包装等の基準)

第 5 条 条例第 16 条第 2 項の市長が定める包装又は容器に関する基準は、次のとおりとする。

1 (1) 商品の容積に占める包装又は容器の容積(商品の容積から内容品の体積を控除したものをいう。)の割合が原則として 20 パーセント以下であること

千葉市消費生活条例

(包装等の適正化)

第 16 条 事業者は、商品の内容を誇張する等過大な包装をし、又は容器を用いてはならない。

(不適正な事業行為の調査)

第 3 2 条 市長は、法令に定めがあるもののほか、事業者が(中略) 第 16 条第 4 項の規定により規則で定める基準に従わない事業行為(以下これらを「不適正な事業行為」という。)を行っている疑いがあると認めるときは、事業者に対して報告、説明又は資料の提出を求めることができる。

(指導、勧告及び公表)

第 3 4 条 市長は、事業者が不適正な事業行為を行っていると認めるときは、当該事業者に対して、当該事業行為を是正するよう指導し、又は勧告することができる。

2 市長は、事業者が(中略)前項の規定による勧告に従わないときは、その経過(消費者の被害を防止するために特に必要があると認めるときは、その経過及び事業者の氏名等)を公表することができる。ただし、当該事業者に正当な理由がある場合は、この限りでない。

3 市長は、前項の規定により事業者の氏名等を公表しようとするときは、あらかじめ、審議会に諮るものとする。

(意見の聴取)

第 3 5 条 市長は、(中略)前条第 2 項の規定により、情報の提供又は公表をしようとするときは、当該情報の提供又は公表に係る事業者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、意見の聴取を行うものとする。ただし、当該事業者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき、又は当該事業者の所在が不明で通知できないときは、この限りでない。

千葉市消費生活条例施行規則

(包装等の基準)

第 4 条 条例第 16 条第 4 項の商品の包装及び容器に関し事業者が遵守すべき基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 商品の容積に占める包装又は容器の容積(商品の容積から内容品の体積を控除したものをいう。)の割合が原則として 20 パーセント以下であること。

川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例

(包装の適正化等)

第 11 条 事業者は、商品の内容を誇張し、廃棄物の量を増大させるなど必要以上の過大な包装をしてはならない。

(不適正な事業行為等の調査又は指導)

第 24 条 市長は、法令に定めがあるもののほか、事業者が(中略)第 11 条第 1 項(中略)の規定に違反する事業行為又は(中略)第 11 条第 2 項(中略)の規定により市長の定めた基準に従わない事業行為(以下「不適正な事業行為等」という。)を行っているおそれがあると認めるときは、その実態を調査し、又は改善を指導することができる。

(是正等の勧告及び公表)

第 26 条 市長は、不適正な事業行為等が行われたと認めるとき(中略)は、当該事業者に対し、不適正な事業行為等を是正するよう(中略)勧告しなければならない。

2 市長は、事業者が前項の勧告を拒んだときは、事実を公表することができる。

3 前条第 4 項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例施行規則

(過大包装)

第 3 条の 6 前条第 1 号に規定する過大な包装とは、次の各号の一に該当する消費者包装(以下「過大包装」という。)をいう。

(1) 内容品以外の空間容積が原則として 20 パーセント以上あるもの

名古屋市消費生活条例

(包装の適正化)

第 13 条 事業者は、その供給する商品について、品質保全上必要な限度を超え、商品の内容を著しく誇張する等の過大な包装を行なわないよう努めなければならない。

(表示及び包装に関する指導及び勧告)

第 14 条 市長は、事業者が(中略)前条第 3 項の規定により定められた基準を守らないとき(中略)当該事業者に対し、その是正のために必要な措置をとるよう指導し、又は勧告するものとする。

(公表)

第 18 条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

(1) (略)

(2) (中略)第 14 条(中略)の規定による勧告に従わないとき。

(3) (以下、略)

(意見の聴取)

第 18 条の 2 市長は、前条の規定による公表をしようとする場合は、当該事業者に対して、あらかじめその旨を通知し、意見の聴取を行うものとする。ただし、当該事業者が正当な理由がなく意見の聴取に応じないとき、又は当該事業者の所在が不明で通知できないときは、この限りでない。

名古屋市消費生活条例施行細則

(包装の基準)

第 3 条 (略)

3 事業者は、その供給する商品(宝石・貴金属類及び美術工芸品を除く。)の消費者包装に当たり、次の各号に掲げる過大な包装をしてはならない。

(1) 商品容積に対する空間容積(商品容積から内容品の体積を控除したものをいう。)の割合が、20 パーセントを超えること。

大阪市消費者保護条例

(包装の適正化)

第 10 条 事業者は、商品の内容を誇張し、廃棄物の量を増大させる等必要以上の過大な包装(容

器を含む。以下同じ。)をしてはならない。

(指導及び勧告)

第12条 市長は、第10条又は前条の規定に違反して商品を提供している事業者に対し、その違反を是正するために必要な措置をとるよう指導し、又は勧告することができる。

(公表)

第32条 市長は、事業者が(中略)第12条(中略)の規定による勧告に従わないとき又は第26条の規定による要請に協力しないときは、当該事業者の氏名又は名称、商品名その他の必要な事項を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表を行おうとする場合においては、当該公表に係る事業者に対し、あらかじめ意見の聴取を行うものとする。

3 市長は、第1項の規定により公表を行おうとする場合においては、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。

大阪市消費者保護条例に基づく過大包装の基準

3 過大又は過剰な包装の禁止

事業者は、内容品の保護又は品質の保全上、適切な包装をしなければならず、次に掲げる過大又は過剰な包装を行ってはならない。

(1) 内容品の保護又は品質保全の範囲を超えて必要以上に空間容積の大きなもの

大阪市 ホームページ

過大包装基準について

商品の過大な包装をなくすため、次のような基準が定められています。

(1)必要以上に空間容積の大きなもの

中身がガサガサしていたり、必要以上に内容品と内容品の間仕切りを多くとっていたりするもの。 過大包装の目安としては、空間容積が15%以上のもの

神戸市民のくらしをまもる条例

(過大包装の禁止)

第26条 事業者は、消費者包装(消費者が直接手にしたときの商品の包装をいい、容器を用いた包装を含む。以下同じ。)について、消費者に内容を誇張した包装その他の内容品の保護又は品質保全上の必要を超えた過大な包装(以下「過大包装」という。)をしてはならない。

(指導、勧告及び公表)

第30条 市長は、第26条第1項又は前3条の規定に違反し、商品を提供している者に対して、その違反を是正するために必要な措置をとるべきことを指導し、又は勧告することができる。

2 市長は、事業者が前項の規定による勧告に従わないときは、その事業者の氏名又は名称、商品名その他必要な事項を公表することができる。

神戸市民のくらしをまもる条例施行規則

(過大包装の基準)

第17条 条例第26条第2項の過大包装の基準は、次の各号のいずれかに該当する消費者包装とする。

(1) 内容品以外の空間容積が必要以上に大きなもの

神戸市消費者包装の適正化の指導に関する要綱

(過大包装の空間容積に関する基準)

第4条 神戸市民のくらしをまもる条例施行規則(平成17年6月規則第18号。以下「規則」という。)第17条第1号に規定する内容品以外の空間容積が必要以上に大きなものとは、包装容積から内容品体積を控除した空間容積(内容品の保護等のために個々の内容品の周囲又はその間にしきり又は緩衝材を必要とする消費者包装については、当該空間容積から必要空間(内容品保護等のために必要とする最小限の空間をいう。以下同じ。)の容積を控除した空間容積)の包装容積に対する割合が15パーセントを超える消費者包装をいう。

( 過大包装の空間体積に関する基準の適用除外 )

第 5 条 前条第 1 項に規定する割合 ( 以下「空間割合」という。 ) が 15 パーセントを超え 25 パーセント以下の消費者包装で、空間割合を 15 パーセント以下とすることが困難なものについては、当該消費者包装に当該空間割合を表示する場合に限り、同条の規定は、適用しない。

## 東京都消費生活条例

( 適正包装の確保 )

第 19 条 知事は、商品の包装 ( 容器を用いる包装を含む。以下同じ。 ) について、内容品の保護、過大な又は過剰な包装の防止等のため必要があると認めるときは、法令に定めがある場合を除き、販売の際の包装について事業者が守るべき一般的基準を東京都規則 ( 以下「規則」という。 ) で定めることができる。

2 知事は、前項に定めるもののほか、商品ごとに包装の基準を設定することができる。

3 事業者は、商品を包装するに当たり、第 1 項の規定により定められた一般的基準及び前項の規定により設定された基準を守らなければならない。

( 指導及び勧告 )

第 48 条 知事は、( 中略 ) 第 19 条第 3 項 ( 中略 ) の規定に違反をしている事業者があるときは、その者に対し、当該違反をしている事項を是正するよう指導し、及び勧告することができる。

( 意見陳述の機会の付与 )

第 49 条 知事は、( 中略 ) 前条の規定による勧告をしようとするときは、当該要求又は勧告に係る事業者に対し、当該事案について意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

( 公表 )

第 50 条 知事は、事業者が ( 中略 ) 第 48 条の規定による勧告に従わないときは、その旨を公表するものとする。

## 東京都消費生活条例施行規則

### 第 3 章 適正包装の一般的基準

第 5 条 条例第 19 条第 1 項に規定する販売の際の包装について事業者が守るべき一般的基準は、次に掲げるものとする。

一、二 ( 略 )

三 内容品の保護又は品質の保全上必要以上に、空間容積若しくは包装費用が過大となる包装又は過剰な包装をしてはならないこと。

### 東京都 商品の詰め合わせ包装適正化要綱

( 包装基準 )

第 4 条 事業者は、商品を詰め合わせ包装する場合には、次の各号に掲げる基準を守らなければならない。

( 1 ) 商品の保護、固定、詰め込み取り出し等のために必要な隣接する商品と商品の間隔は 10 ミリメートル以下、商品と包装箱の内箱の内側の側面との間隔は 5 ミリメートル以下とする。

( 2 ) 同一同形 ( 同形の大小を除く、以下同じ。 ) の商品を詰め合わせる場合は、余剰空間容積を生じないように努めなければならない。

( 3 ) 同形の大小の商品又は形状の異なる商品を詰め合わせる場合は、余剰空間容積比率を 20 パーセント以下 としなければならない。ただし、形状の異なる商品又は特殊な商品を詰め合わせる場合に、やむを得ない事由によりこの数値を超えるときは、25 パーセント以下とする。